

宮城県学生U I Jターン就職活動・キャリア形成活動支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、県内企業の人材確保と県外大学生等のU I Jターン就職の促進を図るため、県外大学生等が就職活動又はキャリア形成活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 県外に在住し、県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生及び卒業後3年以内の者をいう。
- (2) 県内大学生等 県内の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生及び卒業後3年以内の者をいう。（(1)と合わせて「大学生等」という。）
- (3) 県内企業 県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- (4) 就職活動 県内企業が県外大学生等を採用するために実施する、企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む。）、企業説明を伴う就職催事、採用試験及び面接に参加することをいう。
- (5) キャリア形成活動 県内企業が人材育成、魅力発信等を行うために実施する、インターンシップ及びオープンカンパニーに参加することをいう。
- (6) パッケージ型インターンシップ 県事業「みやぎで就活応援プロジェクト」内で実施するパッケージ型インターンシップ（以下、パッケージ型インターンシップという）のことをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、別表1または2に掲げる者とし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に關与していない者とする。

(就職活動・キャリア形成活動支援費)

第4条 就職活動・キャリア形成活動支援費の補助金の対象となる事業（以下「補助

対象事業」という。)及び交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)と補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 交付額は、補助対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(パッケージ型インターンシップ支援費)

第5条 パッケージ型インターンシップ支援費の補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 交付額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号または2号とし、提出期限は次のとおりとする。

(1) 就職活動・キャリア形成活動支援費 県外の住所地と県内の目的地の間を移動した日が属する年度の3月31日

(2) パッケージ型インターンシップ支援費 パッケージ型インターンシップ参加後1ヶ月以内

- 2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。

(2) 住所地を証明できるもの。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請書の内容が適当であると認められるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 第6条に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

- 2 第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月15日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月27日から施行し、平成30年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表 1

補助対象者	県外の大学生等であって、みやぎジョブカフェ東京サテライトへの利用登録を行った上で、県内での就職活動又はキャリア形成活動のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する者
補助対象事業	県外大学生等が、就職活動又はキャリア形成活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する場合。 なお、行政機関（国、県、市町村）を対象とした就職活動又はキャリア形成活動に参加する場合は対象外とする。
補助対象経費	県外大学生等が、県内での就職活動又はキャリア形成活動のために、県外の住所地と県内の目的地の間の移動に要する交通費及び宿泊費（※） なお、交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。ただし、怪我や障害等で歩行困難であること、または訪問先企業の周辺に公共交通機関がないことなどやむを得ない事情がある場合については、タクシーの利用を認めるものとする。
補助率（※）	1 / 2（ただし、100円未満切り捨て）
補助限度額	40,000円／人 ただし、パッケージ型インターンシップに参加する県外学生等は、パッケージ型インターンシップに参加するための補助対象経費について、1人当たり40,000円まで別途申請することができる。
補助限度回数	同一年度内ごとに、補助限度額に達するまで何回でも申請可能

別表 2

補助対象者	パッケージ型インターンシップに参加する者。
補助対象事業	大学生等が、パッケージ型インターンシップ実施期間中に県内の滞在地（自宅又は宿泊施設）と県内の目的地の間を移動する場合。
補助対象経費	①パッケージ型インターンシップに参加する大学生等が、実施期間中に県内の滞在地からと県内の目的地の間を移動する場合の交通費 なお、公共交通機関を利用した場合に限るものとするが、怪我や障害等で歩行困難であること、または訪問先企業の周辺に公共交通機関がないことなどやむを得ない事情がある場合については、タクシーの利用を認めるものとする。 ②県内外の自宅から県主催インターンシップに参加することが困難な大学生等が、県内の宿泊地に滞在する場合の宿泊費

補助率	10/10（ただし、100円未満切り捨て） なお、宿泊費は、1泊あたり10,000円を上限とする。
-----	--

- ※ 就職活動・キャリア形成活動支援費について原則として、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる経費を対象とするが、往路のみまたは復路のみの申請も可能とする。
- ※ 就職活動・キャリア形成活動支援費の交通費については、県内の最初の到着地または最後の到着地が目的地と異なる場合（最初の到着地または最後の到着地が、ホテルや実家、補助対象外の企業等の場合）には、住所地と当該到着地の間の移動にかかる交通費を対象とする。
- ※ 就職活動・キャリア形成活動支援費について原則として、就職活動又はキャリア形成活動の日の1週間前に当たる日から、就職活動又はキャリア形成活動の日の1週間後に当たる日までの移動に係る交通費及び宿泊費を対象とする。
- ※ 移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。
- ※ 鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。
- ※ 各種ポイント等を利用した支払は対象外とする。
- ※ 就職活動又はキャリア形成活動のために訪問した県内企業から交通費や宿泊費の一部について支給を受けた場合にあつては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。